

野山に野鳥の声が 聞かれるように保護しよう

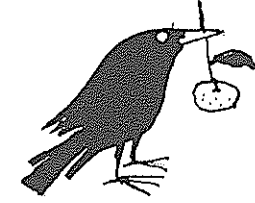
最近、野ウサギ、スズメ以外の野生鳥獣は非常に減少し、一般の人たちに対する保護思想の普及高揚が痛感されています。そのため県は鳥獣保護区、休憩区などを設け野生鳥獣の保護につとめるとともに、鳥獣保護員を各地に配置し、不法捕獲や飼養に対する指導、取締りを行なっています。しかし、県下のすみずみまで行きとどくことは困難なことで、みなさんの鳥獣保護に対する理解と協力が望まれています。

捕獲・飼養の 野生鳥獣の 許可が必要

市民のみなさん
野生鳥獣を保護
しましょう。

そして野山に愛らしい野鳥の声をきき、ひとときでも、うるおいのある生活をたのしむことのできるようになりたいものです。

野生鳥獣の捕獲、飼養などについては、県林業課獣政係(電話高知(0)一一二番)、または県中央林業事務所におたずねください。



野鳥を飼養したい方は
所定の手続きを行

たは狩猟免許を受けたものが、それぞれの法令による行為以外は、以何なる方法でも禁止されています。また狩猟期間以外の「イノシシ」、「野ウサギ」、「スズメ」などの有害鳥獣の駆除についても、駆除申請を行なうその許可が必要です。

四月から待望の救急隊発足 八人の隊員で一日交替

時代の要望にこたえ、いよいよ四月から市消防署に救急隊が発足します。

あたらしくできる救急隊のしごとを単的にいえば、災害によって生じた事故、屋外または公衆の出入りする場所などで発生した事故による傷病者を、救急車によって緊急に医療機関などへ搬送することとをいいます。

救急隊の取り扱うものはつぎのようなときです。

- ▼火災、水災
- ▼地震、その他の災害による傷病者
- ▼交通事故による傷病者
- ▼学校、工場
- ▼公園、各種運動競技場、各種興行場、その他公衆の出入りする

場所における傷病者
▼街頭、その他これに準ずる場所における急患(傷病者)

▼犯罪による傷病者(ただし、警察官の要請があったとき)

▼そのほか、緊急に処置する必要があると認められる傷病者であって、救急隊によるほか、他に搬送する手段がないと認められるとき。

場所における傷病者
▼街頭、その他これに準ずる場所における急患(傷病者)

▼犯罪による傷病者(ただし、警察官の要請があったとき)

▼そのほか、緊急に処置する必要があると認められる傷病者であって、救急隊によるほか、他に搬送する手段がないと認められるとき。

市内の救急隊員は、昨年末の公募試験によって採用され、二月十一日から県消防学校で救急隊員としての訓練を受けています。

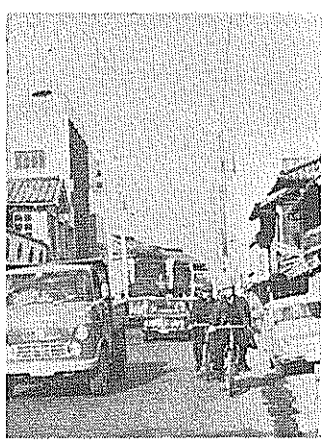
これら八人の救急隊員のうち、隊長を除く六人は、昨年末の公募試験によって採用され、二月十一日から県消防学校で救急隊員としての訓練を受けています。

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった



市民交通傷害保険コーナー

加入者二十四セプトに
死者四人などの
給付額百五十万円

昨年六月から実施されました市民交通傷害保険は、二月二十日現在、一万百六人の加入者を見ま

「市民交通傷害保険」は、人のためのものでは
ありません、あなた自身を補償する

加入者二十四セプトに
死者四人などの
給付額百五十万円

昨年六月から実施されました市民交通傷害保険は、二月二十日現在、一万百六人の加入者を見ま

「市民交通傷害保険」は、人のためのものでは
ありません、あなた自身を補償する

市民交通傷害保険の
第2年次(44年6月~45年5月)
受付けは... 4月1日から

ことしの六月から明年五月までの一カ年間(第2年次)を補償する「市民交通傷害保険」への加入申請の受付付けは、四月一日からです。ことしは市の人口の五十割の加入を目標に、加入の呼びかけをすすめることにしています。家族ぐるみでぜひ加入していただきますよう、いままらご準備ください。

など二十七人で、総額二百五十万七千円の保険金が給付されました。

一日一円の安い掛金でありながら、もし万一の場合にはこのような補償をされています。

このころ交通事故は都市にくらべて、農村部に比較的多く発生している傾向にあります。

「市民交通傷害保険」は、人のためのものでは
ありません、あなた自身を補償する

加入者二十四セプトに
死者四人などの
給付額百五十万円

昨年六月から実施されました市民交通傷害保険は、二月二十日現在、一万百六人の加入者を見ま

「市民交通傷害保険」は、人のためのものでは
ありません、あなた自身を補償する

固定資産課税台帳を
必ず確かめよう

三月一日から二十日まで

課税台帳をこらんに
さることも大切なことです。

国民健康保険証は
四月からみどり色に

現在、みなさんが医師の診察を受けるときに使用しています。桃色の国民健康保険証は、四月から使用できなくなり、四月からみどり色に変わります。

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった

火災と事故に
ご用心

火災と救急は...
119番!!

(消防署・消防本部)

救急隊員が消防署に勤務することになった

救急隊員が消防署に勤務することになった